

平成19年第19回教育委員会記録

平成19年11月26日（月）

杉並区教育委員会

教育委員会記録

日時 平成19年11月26日(月) 午前10時35分～午前11時38分

場所 教育委員会室

出席委員 委員長 丸田 頼一 職務代理者 大藏 雄之助
委員 宮坂 公夫 委員 安本 ゆみ
教育長 井出 隆安

欠席委員 (なし)

出席説明員 事務局次長 小林 英雄 教育改革担当長 小澄 龍太郎

庶務課長 井口 順司 教育人事企画長 種村 明頼

教育改革推進課長 中村 一郎 学校適正配置担当課長 徳嵩 淳一

学務課長 渡辺 幸一 社会教育スポーツ課長 森田 師郎

科学館長 渡邊 昇 済美教育センター長 根本 信司

済美教育センター統括指導主事 坂田 篤 中央図書館長 和田 義広

事務局職員 庶務係長 佐藤 則幸 法規担当係長 佐野 太一
担当書記 佐藤 守

傍聴者数 2名

会議に付した事件

(報告事項)

- (1) 「小中学校適正配置のための再編構想」に対する区民等の意見と区の考え方について
- (2) 文部科学大臣表彰について

目 次

| | |
|--|----|
| 議事録署名委員の指名について・・・・・・・・・・・・・・・・ | 3 |
| 報告事項 | |
| (1) 「小中学校適正配置のための再編構想」に対する区民等の意見と区の 考え方について・・・・・・・・・・・・・・・・ | 3 |
| (2) 文部科学大臣表彰について・・・・・・・・・・・・・・・・ | 18 |

委員長 では、ただいまから第19回の教育委員会定例会を開催いたします。

本日の議事録の署名委員は宮坂委員にお願いいたします。

本日の議事日程は、ご案内しましたとおり報告が2件となっております。

それでは、日程第1、報告事項の聴取に入らせていただきます。

初めに「『小中学校適正配置のための再編構想』に対する区民等の意見と区の考え方について」の説明を学校適正配置担当課長からお願いいたします。

学校適正配担当課長 それでは、ご報告を申し上げたいと存じます。

資料ですけれども、まずA4の一番上の資料、あとA3判の横の資料が4枚、それと後ほど説明の中で触れますけれども、再編構想について、ご意見を踏まえまして一部修正をさせていただきたいと思っている箇所がございますので、その修正版。これはA3の縦に使った表裏の資料でございます。これをおつけしてございます。よろしくお願いいたします。

それでは、まず、A4のかがみの文章でございます。今回、この再編構想につきましては、6月13日の教育委員会でご報告申し上げて、以降、第2回区議会定例会の請願審査の結果も踏まえまして、まず全体的な考え方である再編構想について、きっちり区民の皆様に公表して、説明会等やって、その上でこれに対するご意見を伺って、そういう全体的な考え方についてまず進めるということでこの間進めて、計画素案については、その後の問題というふうにして進めてまいりました。

1番のところにありますとおり、7月11日から9月21日までの間、記載のような公表方法に基づきましてやってまいりました。この間私ども、地域での説明会あるいは学校関係者への説明ということで、延べ50回以上にわたる説明会を開催しながら、ご意見を求めてきたというところがございます。

その上で、2番のところがございますような意見の提出状況ですが、合計の件数として415件、内訳は個人が413件、団体が2件ということでございますけれども、このように多くのご意見をちょうだいいたしました。

内訳にありますとおり、①と②、これがいわば再編構想に関連したご意見というふう存じてございます。今回③のところ記しました計画素案に関する意見も415件に対して284件という、68%以上の多くのご意見をちょうだいしました。本来再編構想に対する意見募集ということだったのですけれども、これだけ意見をいただきましたので、これにつきましてもあわせて区の考え方をお示しするというスタンスで取り組んでまいりました。

3番の方にあります意見の概要と区の考え方でございますが、この後、A3横にしました資料でご説明申し上げますのですが、冒頭触れましたとおり、何点か意見を踏まえまして再編構想を修

正したいと思っている箇所もございますので、その点も触れながら主な内容をご報告してまいります。

それでは、めくっていただきまして、A3の横の資料をご覧くださいませでしょうか。まず、このA3横の4枚にわたる資料ですけれども、これの見方なんです、4枚あるうち、1ページから3ページまでが先ほどの内訳別にしました再編構想に関するご意見、3ページの下には再編構想の策定手続に関するご意見、それと最後の4ページ目が第一次計画素案（中学校の統合）に関するご意見ということで整理をしております。

それぞれ表を見ていただきますと、主な意見の概要を整理して記し、同様の意見につきましては、かぎで同様件数何件というふうにもそのことについても記載して、その上で右の欄に区の方を、その項目、ご意見の内容に沿った形でまとめたというのが全体の構成になってございます。

それではまず、このA3の横の1ページ目のところでございます。

1番の「再編構想について」でございますけれども、多様な項目にわたってご意見をいただきました。まず（1）番、この部分は学校の再編の意義だとか必要性だとか、そういった観点からのご意見だというふうにも整理をさせていただきます、おおむね①から④まで、こんなような主な意見をちょうだいしたということでございます。

このことに対する区の方の見解なんですけれども、事前にお目通しもいただいておりますので、骨格、骨子の部分をご説明申し上げたいというふうにも思いますけれども、再編の意義、必要性につきましては、まず①のところの区の方の見解の一番下の行にございます。少子化が進む中で、これからの時代にふさわしい新しい学校づくりを効果的に進めるために再編が避けて通れない課題であること。それと②のところの新しい学校づくりというところについても、意見の欄にありますとおり、私どもこれまでも多様な学習形態あるいは教師の力量を高める取り組み、地域が学校を支援する仕組みを考えるなど、順次努めてまいりましたけれども、後段の段落にございますとおり、学校の再編を進めて、集団教育本来の機能を確保する等、それと再編を進める中で、施設整備的にも高機能で多機能な施設環境を重点的に整備を図るということで、いわば総合的な視点から、新しい学校づくりを進めていくのだという区の方の見解をここで改めてお示しをした。

特に③と④の部分では、財政上の観点に絡めたご意見をいただきました。区の方の見解にもありますとおり、この取り組みは単に財政上の理由から進めるものではないのです。ソフト・ハード両面から、より一層豊かな教育環境を子どもたちのために整えていくということが最大の目的であることをまずお示しをした上で、そうは言っても区民の皆様からの税金を効果的、効率的に、そしてトータルでメリットを高めていくという行政の見解があり、少子化が進んでいく中で、行財政改革の視点からも学校の全体の数を見直していく必要があるということも

がなというところで整理をしたというのがまず(1)のところでございます。

次に(2)の「適正な学校規模」のところですが、②に記載しました小規模校のほうききめ細かな対応が図れてよいのではないかと、こういった趣旨の意見が多かったわけですが、私どもこれまでご説明等を申し上げてきておりますとおり、これまでも小規模のよさを生かすという意味での少人数指導等の取り組みを進めている。そういったメリットのほかに、一定の規模を整え、確保することによる、記載のような子どもたちの社会性を高める、あるいは教員配置の充実、中学校における部活動等、学校行事の活性化、こういった視点も非常に必要だということなど、この学校再編の取り組みというのは、小規模のよさを生かしながら、一定規模を確保する、そういったメリットも生かして、総合的によりよい教育環境を子どもたちに提供していくという考え方なんだということを改めて整理をしたというところでございます。

次、1ページ目の下、(3)ですが、「適正配置の考え方」あるいは「統合対象校の選定」というところがございますが、ここの主な意見といたしましては、次の2ページの上のところでございます。とりわけ意見の②に記載がありますとおり、統合対象校の選定要素の明確化を図るべきというようなご意見をいただきました。

私ども区の方針に述べておりますとおり、いろいろ学校によって状況が違う。しかし将来にわたって必要な数の学校を区内に適正に配置していくという従来からの考え方の中で、記載のような要素を総合的に考慮して選定をさせていただきたいということを改めてわかりやすく整理をさせていただいた。その上で、将来にわたり適正な配置となるようにという観点からすれば、小規模校だからといって直ちに対象にするものではございませんし、また再編構想で必要な数の学校を地域別に示したということで、小中学校の分区でお示ししましたが、実際にその分区を超えて必要な数の学校をそろえる、配置するという意味で学校の統合を図ることもあり得るといようなことを改めて誤解のないようにまとめたところでございます。

この点につきましては、再編構想の修正版ということで、具体的に表面の1番の「再編構想の位置づけ等」というところに、そういった考え方を、下線が引いてある部分でございますけれども、追記をしたということでございます。なお、この再編構想の修正案の裏面のほうに、4番として「地域別に必要な学校数」というところもございますけれども、ここにも分区を超えて統合を図ることもあるのだという、将来にわたり適正な配置を進めていくというところを誤解のないように追記をしたというところがまず1カ所ございます。

あちこちで大変恐縮ですが、横長の資料のほうに戻っていただきまして、次に、2ページでございますが、(5)番のところ「児童・生徒数予測の方法」というところで、特に①にございますとおり、24年度までの推計ではなく、もっと長いスパンで、期間で見越していかないと

うご意見をいただきました。

このことについて、区の考え方のところにまとめてございますけれども、従来から学校別の児童・生徒数の推計につきましては、推計上の変動要素が大きいという観点から、向う5年間というふうにしてございます。ただし私ども、これまでもこうした短期的な推計だけでなく、より長い期間による区全体の学齢人口というところも見て、そうした中長期的な物の見方の中でこれからの児童・生徒数の予測というものを立てているということを改めてご説明するとともに、この区の考え方の欄にありますとおり、今般杉並区の実施計画あるいは行財政改革の計画、それを見直す中で、この中長期的な人口予測が最新のものに改められました。それをこの再編構想の表面の一番下のところに、最新の29年度までの学齢人口の推計というところでこれを今回改めさせていただきます。全体的な状況につきましては、ここの区の考え方にありますとおりほぼ横ばいで推移するというふうに見ておりますけれども、そういった長いスパンでの検討も加えながらこの学校の再編を考えていくというところを改めてここにお示しをいたしました。

次に、2ページの(6)でございます。今回かなり多くいただいた意見の中で、とりわけ中学校のB地域におきます児童・生徒数の予測というところで、特にB地域の子どもの数が増えているという中で、中学校の数を減らすべきではないという①のご意見、あるいは②には、B地域に存在する小学校の児童数が増えている中で、中学校のほうも増えていくのではないかと。区のほうはほぼ横ばいと言っているのだけれども、そのあたりどうなんだという視点でのご意見をいただきました。

①の総体の子どもの数、B地域の子どもの数というようなところにつきましては、ここにありませんとおり、先ほども申しあげましたとおり、区の全体の学齢人口の中長期的な予測でもほぼ横ばいということが1つございます。それと私ども、B地域だけにかかわらないのですけれども、それぞれの地域で19年度現在の地域の中の学齢人口、住民基本台帳上の人口も、その後の年齢別の状況も見ながら考えているわけですけれども、そういった観点からすると、区全体の学齢人口がほぼ横ばいというふうに見える状況、それと中学校B地域に着目して言えば、住民基本台帳上の人口も今後ほぼ横ばいで推移するという実態にあるというようなことで、この段階では大きく増加するようなことはないのではなかろうかというふうに見込んでいるというところをここに書いているということです。

②ののところの小学校との関係なんですけれども、ここの区の考え方にありますとおり、これまでの実態では実数の推移を見ても、B地域に存在する小学校11校、これの児童数の傾向が必ずしも中学校B地域の生徒数に一致してない。いわば平行な関係にはなっていないということをこれまでの実態から見てございます。その理由として、「これは、」以下に書いてあるのですけれ

ども、国立・私立への進学率、B地域についてはとりわけ他の地域に比べて高い実態がございます。そういったことから、同じように小学校の児童数と中学校の児童数、これがパラレルにはならないというふうに考えていますというふうにこの区の考え方ではお示ししてございます。

次に、区民の意見で③のところでは、特に地域の住民の方々が区の推計を参考に独自に推計をしていただいた。そうすると、平成31年度には中学校生徒数が2,049名ということで、現状よりも増える。これはほぼ横ばいとする区の予測とは大きく異なるのではないかというようなご意見もいただきました。

これについても私ども地域の方々がこういった推計をしていただいたということで、その内容、中身を真摯に見させていただきました。そうすると、単純に2,049名という31年度の予測の数値なんですけれども、区の考え方に記載してありますとおり、仮にこの数字がというふうに前提を置きますと、記載のとおり、区立中学校への進学率が70%強に相当する、そういう規模の数字でございます。これは今の住民基本台帳上の人口をベースにするとそういう数字になります。B地域における過去3年間の区立中学校への進学率は記載のとおりでございますけれども、そういうこと等を考えますと少し実態と乖離した推計になっているのかなというふうに考えているところでございます。

この中学校B地域の児童・生徒数の予測については、とりわけ今回B地域に着目したご意見がこれだけ多く寄せられました。先ほどご説明したとおり、区全体の傾向としては、あるいは今の住民基本台帳上の年齢別の人口の実態からすれば、私ども区の考え方に記載したとおりと今考えておりますけれども、ただ私どもとしても、今回直前に区のこういった中長期的な予測の最新値が出たというところで、このあたりは私どもが今後適正配置を考えていく上でも、この推計値、区のほうの全体の推計値とB地域あるいは地域別に関係、そういったものをもう少し精査して見ていく必要もあるのかなというふうに存じています。なので、今日の段階では、先ほどご説明申し上げましたとおり、区の考え方で示した認識をお示ししましたけれども、なおこの点については、将来にわたって適正な数の学校を適正に配置するという考え方に立てば、さらに精査して、そういうことが間違いないのか、今後の傾向としてどうなんだということは、もう一回きちっと精査したいと考えておりますので、そのあたりについてはややお時間をちょうだいしながら、さらにそういった精緻な推計というものを少し取り組んでいきたいと考えてございますので、その点について現段階の考え方ということでご容赦をいただきたいというふうに思います。

続きまして、2ページ目の(7)でございます。とりわけ②のところにあります意見、伝統ある学校が統合の対象になることは残念でならない等々のご意見をいただきまして、記載のとおり区の考え方をまとめてございますけれども、特に②のところに対応する区の考え方なんですけれ

ども、まさにどの学校にも歴史や伝統があって、長年地域に愛され、支えられてきたということで、地域の方々のそういった思い、そういうものを新しい学校づくりに生かしていくという視点で、これからも取り組んでいきたいということを改めてここに記載したところでございます。

続きまして、3ページ目でございます。(8)として「学校跡地の利用について」のご意見も多くいただきました。この点につきましては、区の考え方にお示ししておりますとおり、このたび杉並区として「杉並区立小中学校跡地等の活用に関する基本方針」というものを策定いたしました。その中で、基本理念を明らかにして、活用をどんなふうに進めるのかということをお示しをしております。こういった新しい動きもございましたので、この部分につきましては再編構想に追記をすることとさせていただきたいというふうに思っています。具体的には再編構想の資料の表の1番の「再編構想の位置づけ等」の一番下の下線のところでございます。そういった学校跡地等の活用も地域防災性の向上ということにも配慮しながら考えていくのだというところをここでお示しをしていきたいというふうに存じます。

次に、(10)の「学校の再編(適正配置)の進め方」といったところにつきましても多くのご意見をいただきました。①のところでは、十分な協議あるいは多様な意見を集約しながら取りまとめていくことが重要だということで、貴重なご意見をいただきました。

この区の考え方にもありますとおり、これまでも第一次の小学校の統合の段階もそうなんですけれども、計画策定の過程において、情報提供あるいは説明会、あるいは第三者委員会の開催というような形で、基本方針に基づき進めてきましたけれども、今後こうした丁寧な取り組みを通じて、合意形成に努めていくという区の考え方を改めてお示しをいたしました。

(10)の②につきましては、最後にご説明を申し上げたいというふうに存じます。

続きまして、このページの一番下に大きな2番として、「再編構想の策定手続きについて」記載のようなご意見をいただきました。議論を尽くすことという①、それと再編構想の決定の手續のところに着目したご意見、それぞれ区の考え方をお示ししてございますけれども、かいつまんで申せば、これまでも学校の再編の取り組みについては教育委員会の決定のもとに進めており、区議会に対しても節目節目で議論をいただきながら進めてきました。そういうことで、今回、再編構想については、説明会の開催だとか、十分な区民への周知の取り組みを進めてまいりましたけれども、今後も、この区民意見の概要と区の考え方、こうしたものを、教育委員会での議論はもとより、区議会への報告あるいはホームページなどによる区民周知ということを通じて、一層幅広い理解が得られるように努めていくということを考え方の中で述べているところでございます。

次のページでございます。ここは直接の意見募集の対象ではございませんけれども、計画素案

についてたくさんのご意見をいただきましたので、ここで考え方をお示しをしていきたいというふうに思っております。

大きな項目としては(1)から(6)ということでございますけれども、この表の一番下の欄外に注書きでございますとおり、実際に神明中学校の統合対象になったことに絡めて、再編の意義に関するご質問だとか、跡地の活用だとか、地域の防災拠点に関するご質問だとか、いろいろありました。そういうものについては、類似の意見としては再編構想の該当のところに件数カウントをして、その中で区の考え方をお示ししております。なので、それ以外の部分について(1)から(6)ということ項目を整理して区の考え方をお示しをしております。

簡単に、(1)のところでは、神明中学校を統合対象とした理由ということございまして、これまでたたき台の段階あるいは今回の計画素案の段階、そこでも記載してある改築の優先度が高く、小規模であるというようなことが理由で対象校とさせていただいたというようなこと。

それと(2)では、神明中学校の校舎改築に絡めて幾つかのご意見をいただいております。区の考え方にありますとおり、17年度には耐震上問題のない2階建ての校舎に普通教室を集中化する改修を行いましたけれども、4階建ての校舎は基本的には補強では足りず、改築が必要というような状況で、なおかつ、これは計画素案にも説明を付しておりますけれども、同校の敷地の問題、あるいは建築上の制限の問題というようなことから、仮に改築したとしても十分な学習空間や運動場面積が確保できないというようなことから、これからの時代、子どもたちにとっての望ましい環境を整えることが困難であるというふうに判断している旨をここで記載をして、なおかつ、この件についても地域の方々から過日改築案をご提出をちょうだいしております。そういったことについても私ども検討した結果、やはり前段に記述したとおり、種々の課題があるというようなことをご回答も申し上げてきているということもございまして、その部分について後段に付記させていただいたというようなこと。

以下、(3)から(6)番につきましても、現段階であわせて区の考え方をお示しをさせていただくということでございます。

それでは、最初の資料のかがみの部分の裏面をお開きをいただけますでしょうか。一番前に付いているこのA4の資料です。

私ども、先ほど少しご説明の中でも触れてございますけれども、今回4番として「再編構想(別添)の修正箇所」というふうに記載がございますけれども、幾つか今回ご意見をいただいて、より区民の方に統合対象校の選定の考え方だとか等々、より誤解のないようにわかりやすくということで、こういった箇所について説明で触れましたとおり修正をして、誤解のないように、よりご理解を得られるように、そういうことでやってまいりたいというふうに考えてございます。

それで、5番にございます「今後の進め方」でございます。まず(1)として、こういった区民意見と区の考え方につきましては、先ほど来ご説明申し上げましたとおり、より多くの区民の理解と協力を得るといった観点から、今後「広報すぎなみ」あるいはホームページ、あるいは区の施設における備え付けの文書による閲覧などによりまして、区民の皆様にはフィードバックするとともに、一層の理解を得るように、そういった周知に努めてまいりたいというふうに考えてございます。これがまず1点でございます。

その上で、(2)のところでございますけれども、第一次適正配置計画の素案、中学校の統合の関係でございますけれども、先ほど(1)に触れた、そういった再編の基本的な考え方といいますか、そういったものの周知というような対応を図りつつ、今後区民意見提出手続を進めてまいりたいというふうに存じています。

今回再編構想に対して区民意見を募集したところ、件数の半分以上、計画素案に対するいろいろなご意見をいただきました。それで私ども、今回そういった取り組みを通じて全体的な考え方について理解を広めるとともに、この計画素案についても、やはり幅広い区民のご意見をまずお聞きをするということをして、その上で地域的な観点あるいは全体的な観点、いろいろのご意見がいただけるものというふうに考えておりますので、そういったものをまずお伺いをして、それをまた分析して区の考え方をまとめる中で、また今後の進め方ということをきっちり考えていくことが必要だろうというふうな観点から、今回再編構想についてこういった手続を踏んで、その後計画素案というふうな、そういった2段階の進め方をしていく中で、やはり幅広く計画素案に対しても区民の皆様のご意見を聞くという手続をまずやって、区民の意見を承知するというところから次の進め方を考えていくことが何よりも必要だというふうに考えてございますので、そういった進め方を(2)のところ記載いたしました。

最後に(3)のところですが、今後の統合対象校ということにつきましては、かねてよりご説明申し上げているとおり、来年度、平成20年度に第二次適正配置計画の素案としてまとめる中で具体的に明らかにして、また基本方針に基づきまして地域の方々への情報提供あるいは説明会等々、そういった丁寧な手続を進めながらやっていきたいというふうに考えているところでございます。

大変雑駁な説明で恐縮でございますけれども、私ども今回、今後の学校適正配置の手順につきましては、何よりもこういった先ほどの(1)で触れたような、そういったたゆまぬ継続した理解と協力を得る取り組みというものをやりながら、個別の問題についても幅広い意見を承りながら、やはり方向性をきっちり全体の共有といいますか、合意形成に努めるという取り組みをやっていく中で、丁寧に進めていきたいという思いでございますので、よろしくお願ひしたいというふう

に思います。

説明は以上でございます。

委員長 わかりました。

では、ただいまのご説明にご質問、ご意見がございましたらお願いします。

大藏委員 まず、簡単な質問ですが、最初のががみの資料です。意見提出件数が415件、個人413件、団体2件ですが、これは個人413件というのは、413人の方ということですか。

学校適正配置担当課長 そうでございます。

大藏委員 それで1人の方がいろんな部門にわたってお聞きになったことがあると思うのですけれども、しかしこの119件、12件、284件を足すと415になるのですね。1人の方がたくさんほかのことについてもお書きになっていると思うのですけれども。

学校適正配置担当課長 その点につきましては、このかがみに触れた件数の内訳というのは、415件に対する内訳でございます。記載が合っています。今大藏委員がおっしゃっていただいたのは、横判のものの「同様意見の延べ件数」というので見ていただきますと、例えばこの1ページから4ページ目までの同様の意見の延べ件数というのを足しますと、668件になります。それが今委員がおっしゃった1人の方がいろんな観点から複数の意見を述べていただいていますので、それがそういう形で個々の件数に反映されているということでございます。

大藏委員 よくわかりませんね。最初の表書きの内訳のところ、①②③に分けて119、12、284というのは、415なんですよ。

学校適正配置担当課長 はい、そうです。ですから、先ほど申し上げましたとおり、再編構想に関する意見を例えば1件いただいた。その中に5項目いろいろな形でいただいているとなれば、それはこの横判の「同様意見の延べ件数」で、例えば(1)のところに着目する意見があったり、学校跡地に着目する意見があったりというところで件数としてはカウントされているということでございます。

大藏委員 それだったら、これはあまり大した問題じゃないのですよ。しかし集計の仕方としては、再編構想に関する意見が119件で、そういう出し方からすればもっと多くなって、再編構想策定手続きもダブって出している人がいるわけですから、12件じゃなくてもっと多くなると私は思うのですね。この集計の、表のががみの部分の集計の仕方とこれとが食い違っているのは、私は良くないと思うのですね。

学校適正配置担当課長 従来からこの区民意見提出手続の集計の仕方については、区の所管でさまざま報告の資料としては作成しているのですけれども、スタンダードな形としては今回お示したとおり、それぞれ個人だとか団体で何件あった、あとそれぞれ1件の意見の中にいろんな項

目がある部分については、それぞれの意見の趣旨、そこでカウントしてご報告しているというのがスタンダードな形でございまして、今回もそういう形に倣いました。ただ、全体の総件数との兼ね合いが少しわかりづらいというところは、今意見を改めていただきましたので、今後のまとめ方の課題にさせていただきたいというふうに存じます。

大藏委員 それから、私が続けていいですか。

委員長 どうぞ。

大藏委員 私は全体には今までいろんなことを言ってきました。それで、私も教育委員としてやはりよくわからなかった部分や、後から区民の方から意見があって、なるほどそうかと思って、また事務局に伺って話を聞いたこともあります。全体として考えて、教育長も実務担当の部課長も全部おかわりになりましたけれども、やはり一貫性として、区教育委員会としてこれは責任を持っていかなければならないわけですから、前の人が間違っても、それは背負っていかなければならないわけですね。そういうことからしますと、幾つかの錯誤だとか説明不足だとか前後の手違いだとか、そういうことはあったと思うのです。それは率直に認めて、その上で大筋として間違っていたところをきちんと補足をして説明をなさるのが私はいいと思っています。

今回のものには、私は前にいろんなことを言ったことが盛り込まれておりますので、基本的に反対はありません。ただこの説明の仕方について、このA3の横長の2ページの(6)です。「中学校B地域の児童・生徒数予測について」というところについて、これもB地域について独自に集計した結果、2,049名になった、しかしこれは70%であって、この地域は54%だと。54%でしたか、とにかく低い。だからそうなるということですが、これはその次のページの(11)のところ、「公立学校離れを放置してはいけない。」というところとダブるわけですが、これはご意見をお書きになっておりますが、何%に見るかはなかなか難しいです。難しいし、実態としてはそうだというのも、それもあるでしょう。しかし、いま杉並区の教育立区としてやっている考え方からすれば、私立学校、国立、まあ国立はちょっと違うけれども、私立学校については建学の精神がありまして、それぞれ独自の教育を行うということですから、それはそこに保護者や生徒自身が魅力を感じて行くのは、それはそれで意義のあることだと思います。しかし、これが学力について区は劣っているから私立のほうに行かれるというのは、それは非常に残念なことであって、公教育の復元のためにも、この教育立区というのはそういうことだと思うのですよ。教育については負けませんよと。私立や国立に移る必要はありません、杉並の中学校で十分安心してくださということをやろうとしているわけですね。それからすると、区内進学率は増えなければいけないですね。だから、安直に現状そうであるということじゃなくて、これは我々はやはり増やすべきだと思うのですよ。そういう考え方はどこかにやはり意欲として、できるかどうか

かはわかりませんが、教育は息が長いし、先生の問題もあり、いろんな地域の問題もあり、そう簡単ではありませんけれども、しかし意欲としてはやはり70%ぐらいは少なくとも区立の学校に、地域の公立学校に行っていただきたいとは思っておりますので、そういうことが通るように考え方を盛り込んでいただきたいと思うのです。

宮坂委員 よろしいですか。大体お話は承りました。まとめ方、進め方についていろいろご苦労はあると思いますけれども、基本的に私も、これは必要なことでやらなければならないと考えておりますが、個々の問題にあまり拘泥すると総論賛成、各論反対になってきますが、もちろん各論を十分に配慮しながら、各論についても十分耳に入れながらまとめていくことはとても大切だと思います。

学力に関しましては、今大藏委員言われたのと私も同じ考えでございます。ただ、ここでちょっと質問がありますが、各論的なものですが宮前中学校については、保護者とか卒業生とか、そういう方の声は、あまり耳に入らないのですが、そちらからはあまり出てこないのでしょうか。

学校適正配置担当課長 この間、再編構想について地域での説明会をやるときに、当然その宮前の地域、あるいはその同窓会、あるいは学校関係者等ともやってまいりました。個々にはいろいろご意見をいただきましたし、それは賛成の立場からのご意見、あるいはどうなんだという反対の立場からのご意見、いろいろございました。その過程の中で、私ども誠意を持って区の考え方をお示ししている中で、今現在、例えば大きな声としてどうだというようなご意見が私どものほうに寄せられているという状況はないということでございます。ただ、いずれにしても、統合の対象校として計画が図られるということになれば、新しい学校づくりということでは、学校関係者、地域の方々も本当に夢を共有して、一体となって取り組むことが必要と考えていますので、なお引き続き、今後も私どもとしてもそういう必要な対応といたしますか、ご説明といたしますか、そういうものは継続してやっていく必要があるというふうに考えてございます。

宮坂委員 そうですね。私もやはり声の大きいほうに押されてそちらのほうに寄ってしまうというのでは、今後にもまたしこりを残してしまいますので、宮前中学校のほうの関係者の方からも十分意見を聞いていただくというのは必要だと思いますね。よろしくお願いします。

安本委員 今のお話ですけれども、宮前中の保護者とちょっと話す機会がありまして、どうですかと聞いたら、あまり表立ってはやはりないみたいなことはおっしゃってました。なぜかという、あちらが来るというふうにとっちらかっているのですね。ですからいいですよという広い心でという言い方はおかしいかもしれませんが、そういうような感じで受け取っているの、今回のこのことに関しては、表立ってあまり意見はないのだというふうにおっしゃっているのが伺えました。

どちらにしても、これからの子どもと統合・適正配置に関しましては続いていくことなので、先ほど大蔵先生もおっしゃったように、まずいなというところとか、説明不足というところは、まあ皆様だけの責任ではないとは思いますが、十分にご説明いただいて、必ず接点は見つかると思っています。神明中側の方々も絶対にだめというふうにおっしゃっているわけではないというように私は受け取っておりますので、絶対に意見の合意が得られるところまでとことん話をして、お互いに腹を割ってといたしますか、そこまで持って行っていただかないと、今後、先に続いていくことですから、ここでやはり区の姿勢を見られていると思うのですね。再編構想が出ましたから、各地域でもしや自分のところということを思っていますから、そうしますと、やはりもう動向といたしますか区の態度といたしますか、説明の仕方にしても説明会のやり方にしても、みんな見えていますので、そうなってくると、ここでもし、それがいいのか悪いのかわかりませんが、評価されるところに来ていると私は思っています。ですから、そのところはこれを第一歩としてきちんとお互いが納得の行くところまで説明してくださるように、ここでいいや、やっつけ仕事で決まったことだぞみたいな、そういうものはちらつかせないことと、あと、やはりいろんな抗議というか、いろんな文書をちょうだいしているのですけれども、これを拝見すると、やはりそういうふうにとられた方がたくさんいらっしゃるということなんです、区の対応に対して。ですからそのところも細心の注意を払って、窓口にいらっしゃった方とかお電話での問い合わせに関しても、きちんとご説明になるように、皆様が意思を統一して当たられるようお願いしたいと思います。

委員長 ほかにございますか。

ちょっと私のほうから聞かせてください。再編構想に対する原案に賛成、条件つき賛成、それから反対とか、いろんな分け方はあると思うのですけれども、そういうふうな分け方で言うと、賛成は一部、例えば横長のほうの1ページ目の「財政負担も考えなければならず、基本的には賛成。」というので、ちょっと顔が出てくるのですけれども、そういうパーセンテージみたいなものの集計はやられたのですか。

学校適正配置担当課長 これまでの全区的な区民意見提出手続でも、その事柄に対して賛成ですか反対ですかというお聞きの仕方はしてございません。私どもそういったスタンダードなやり方の中で、今回も再編構想に賛成ですか反対ですかというようなお聞きの仕方じゃなくて、再編構想についての忌憚のないご意見をということで求めてきた関係上、そういうことはなかなか難しい。ただ、今委員長ご提示いただきましたとおり、1ページ目の(1)の④の22件だとか、あるいは2ページ目の(3)の③で思い切って再編すべきだとか、そういうふうに取り出れるものもございますけれども、先ほど申し上げましたそういうスタンダードなやり方の中で、そういう形の

設定というのはなかなか難しいなというふうに思っております。実際に例えば反対といたしますか、疑問を呈されるご意見の中にも、前段のところでは、意見の全体の中では、こういった時代背景の中でこういうことに取り組みなければいけないということは理解するけれども、だけれどもというような書き出しの中で個別の意見を述べていらっしゃるしまして、当然その個別の意見のところ整理をさせていただきながらご回答申し上げておりますので、そういった反対、賛成という分析については、ちょっとご容赦をいただきたいというふうに存じます。

委員長 いろんな意見の求め方によって答え方が変わってくるわけですよ。それで、こういうふうなやり方、一種のアンケートだけれども、そういう場合に両方から出てくるような聞き方をすればいいのだという考え方が専門の中にはあるわけですね。一方的じゃなくて、両方からいろんな意見を。それを行政の参考にするというようなこと、今後そういったことも含めてやっていただけたらというふうに思います。

それから、「杉並区立小中学校跡地等の活用に関する基本方針」、これはところどころで見え隠れするのですけれども、これはいつ区のほうで定められたのですか。

学校適正配置担当課長 これにつきましては、資料の用意ができていなくて恐縮です。これは本年の9月に区のほうで案を作成をして、この基本方針につきましては区民意見提出手続も経ながら、11月に策定したものというふうに存じてございます。後ほど資料についてはお手元というふうに思いますけれども、その区民意見提出手続も経ながら、区のほうで学校跡地等の活用の基本方針ということで、活用の基本理念あるいは活用の進め方というようなことで考え方をまとめたものというふうなことでございます。

委員長 またみんなの目に触れるように、私どもも知らないし、そういったものを配っていただけたらと思います。

庶務課長 資料については後で追ってご用意させていただきます。

委員長 それから、この再編構想、これがまた見やすいからいろんなところに出かけていくのだと思うのですけれども、簡単なことで、表について1ページ目のところだけ「表1」というのが書いてあって、ほか、グラフや図面が1、2、3、4とか、裏面を入れれば6とか、いろいろある。表だってまた裏面のほうにもあるのだけれども、表の1だけ書いて、図については図の番号がないのですね。これは見やすさとか説明するときの資料であるならば、図面番号というのを振っておかないといけないわけですね。常識として。

学校適正配置担当課長 はい、ご意見を踏まえまして修正を。

委員長 それからあと、棒グラフとか、いろいろありますでしょう。これもアバウトにパターンで見ただけで、数値をとところどころとか、本来なら全部について実数を入れなければいけないの

ですね。そうでないと大体こんな感じだという、感じで見るとものになって、使えないのですね。だから、5年置きであるとか、何か節目のところとか、せいぜいそういったところは実数を書いておけば、資料とすれば使える、有効になるということにね。

学校適正配置担当課長 はい、ありがとうございます。対応させていただきます。

委員長 それからあと、推計のことで、先ほど2ページ目の(6)の③で推計方法の話をしたけれども、これは多分、杉並区は政策経営部が人口推計について責任を持ってやる箇所じゃないのですか。

学校適正配置担当課長 そのとおりでございまして、ここで申している中長期的な予測については、区の企画課のほうでそういったものを計画の前提となる条件としてやっていますので、これまでもそれを用いてまいりましたし、今後もそういう考え方で中長期的には見てございます。

委員長 だから、僕らが都市計画をやるときに、昔からよくわかっているのですけれども、各部署によって勝手にできるのだけれども、いろんな整合性の問題とかバランスの問題、だから多部署でたくさんところでやるべきじゃないのですよ、こういうのはね。そういう意味において、責任を持てるというか、将来的にも、それをある一定の箇所でやるべきですね。ただ、今一般的には、前にちょっと協議会のときにお話したけれども、都市マスタープランとかああいうようなものは20年後までやるのですよ。法律に基づいてマニュアルでそういったことが記されているわけですね。だから今回、推計を10年後ぐらいのでやっていますね。だからもう10年持つていくということも場合によったらやっているわけですね、どこでも。ここら辺だと新宿だってやっているし、千葉県のほうでもやっているのだけれども、どこでもやっているの、そういうことも頭に置きながら、どうせやられるのだったらほかでも使えるようなということでやられて、その中の学齢とか、そういうところを抽出してここに関係づければいいのではないかなと思うのですけれども。これは意見ですからいいですよ。

それからあと、跡地の関係でも出てくるのだけれども、コミュニティー計画ということで、こういう小中学校の施設、それからその廃止というのは大きな意味を持つわけですね、前もお話したように。それで、杉並の場合だと大体小学校が1万人当たりに1カ所ということで、中学校が2万人で1カ所という、いろんなコミュニティー論というのはあるのだけれども、そういうものを組み立てる上で説得力のある、また標準的な数値で、理想的な形でもあるわけですね。それがずっと今後崩れていくということで、どういうふうに杉並のそういうコミュニティー計画というのを全体的に考えていくのか。そして核たる施設は今までは小中学校であった、小学校中心に近隣住区というのを作って、それからそれを2つで固めて中学校区というのをつくって、コミュニティーという、そういう名称が与えられる。それで小中学校だけじゃなくて、あと、ショッピング

グセンターでも、それからコミュニティーセンターでも、いろんな核たる施設が考えられるのですね。アメリカあたりだと教会が中心になっている場合もある。その辺幅広く跡地の利用・活用計画の際に、今後のコミュニティー計画をどういうふうにするのだという、再編構想というのがそれこそまた必要になってくると思うのですね。

ですから、跡地がせっかく出てきていますから、それにもいろいろ意見を言えるように、またいろいろの地区教育委員会であるとか、教育委員会自体がコミュニティー論とかコミュニティー計画、それに踏み込んでいろいろ今施策をたくさん出しているのですね。だからそういったことをよく頭に置いたり、それから構想というのも持ちながら、教育委員会のビジョンというのをつくられていると思って僕は描いていた。だから、区の他の部局にも意見を言えるような形で今後構想をいろんな意味で進められたらなというふうに思います。それも意見です。

庶務課長 区のほうで一応活用基本方針を定めているわけでございますけれども、その中でも今おっしゃったような地域コミュニティーだとかまちづくりも十分配慮しながら、この活用についてやっていくようにと、そういうことも記述をされております。そういう中で、やはり人口の構成比率が今変わってきている中で、1万人に1校、あるいは2万人に1校といったところの中でも、かつての年少人口と高齢人口の割合などについても随分変わってきていますので、そのあたりも踏まえながら、区としても改めて見直していくべき課題じゃないかと、そんなふうに見ておられるところでございます。

委員長 ありがとうございます。

大藏委員 この問題は、最初とにかく神明中学校の問題が出たときに、もしも神明中学校がなくなった場合はその跡地はどうなるのですかと私が聞いたのですね。そうしたら教育委員会の事務局のご答弁は、学校がなくなるかどうかというのは最終的に区議会、区長のところで決まりますと。そうしたら学校がなくなれば、その土地は教育委員会の管轄から外れて、区長部局のほうに移りますと。だから跡地についてこちらからいろいろ言ったりすることはできませんというお話だったのですよ。それはないでしょうと。幾ら何でも学校がなくなった跡に、学校に類似の教育施設とかいろんなものができれば、皆さんはまだ少し我慢するとか、それから名前が残ると。いろんなことがあるでしょうけれども、それが、こんなことないでしょうけれども、仮にどこかに売り渡されてマンションになるとか、そういうことでしたら住民としてはとても納得は行かないでしょうということをそのときに申し上げたのですが、それがだんだん実ってきて、ここに出たのは非常にいいと思います。ですから、ぜひそのすり合わせのときには教育委員会として相当な発言を持てるように、従来からこれを管理してきたので、こういうことにしてもらいたいというのは言っていたきたい、そういうふうに思います。

それからもう一つです。これは、今回は意見を公募したのに対するおまとめですから、その報告ですから、それはそれで結構です。しかし、実際にはこういう意見を出すというのは大変なことであって、私もいろんなところで一般的にこういうことを公募していますというのを聞くことがあります。けれども、私あてに直接に、あなたの意見を聞きますと言われたときには私は意見を書きますけれども、一般的に公募しているというときに、私は意見を出すことはほとんどないですね。面倒くさいし、まとめるのが結構大変なんです。そして、何かその他大勢の中に埋没してしまうとすれば面倒くさいなと思って、私は一回もそんなことで一般的には出したことはありません。だから、恐らくこの学校の問題でも、非常に切実にお感じになっている方でも、必ずしもここにご意見をお書きになってはいないと思うのですよ。そういう方がたくさんいる。物を書いて、まとめてきちんとした形で出すのは結構大変な作業ですよ。特に、私は商売ですからしょっちゅう書いていますけれども、そういうものをまとめてお書きになってない方にとってはすごい負担ですからね。だからその声なき声もたくさんあると思うのです。それもやはり意見を出さなかったのだからその人たちのことはもう考えませんよということとは言えないでしょう。だから、それも考えながら、ぜひ今後の対策を進めていただきたいと思います。

学校適正配置担当課長 今後とも説明会だとか、そういった直接ご意見を承る機会というのを継続的にいろんな地域で設ける中で、そういう意見も踏まえるというスタンスは、これまでもやってきましたし、今後もそういう姿勢で臨んでいきたいというように思っています。

委員長 では、ほかによろしいですか。どうもありがとうございました。では、この件についてはこれで終了させていただきます。

次に、「文部科学大臣表彰について」のご説明を済美教育センター統括指導主事からお願いいたします。

済美教育センター統括指導主事 それでは、私のほうから、この11月に本区のこれまでの取り組みが評価され、文部科学大臣賞を受賞し、表彰を受けた件につきまして、概要等において報告をさせていただきたいというふうに存じます。お手元の資料をご覧いただければというふうに思います。3点表彰を受けております。

1点目は、「キャリア教育優良教育委員会文部科学大臣表彰」でございます。こちらのほうは平成17年度から重点施策として本区で取り組んでまいりました全中学校での5日間の職場体験学習、それを含めましたキャリア教育の推進につきまして表彰を受けたものでございます。

目的としましては、児童・生徒の職業観や勤労観を養う、それと子どもたちの自己有用観等を養うというようなねらいで行われているものでございますが、小学校におきましても、キャリア教育の一環として起業家教育を施行しているところでございます。

こちらのほうは都で5団体受賞をいたしましたうちの1つでございます。教育委員会としましては、本区と江戸川区、優良校としましては小中高各1校ずつ東京都で受賞しているものでございます。今後ともこのキャリア教育につきましては、ますます充実をさせていきたいというふうに考えているところでございます。

2点目でございます。「学校保健及び学校安全文部科学大臣表彰」でございます。こちらは東田小学校が受賞をいたしました。

東田小学校は区の課題別研究指定校としても研究を進めておりますが、運動の日常化、そして生活習慣の改善を通して体力の向上を図るというのがねらいとして取り組まれております。

具体的な取り組みとしましては、大縄ギネスであったり、一流選手による、トップアスリートによる指導であったり、また家庭と一体となった東田食プランというものの実現であったりというような内容で進めております。それで、授業指導計画の改善だけではなくて、やはり地域・家庭との連携を重視した取り組み、研究という形になっております。

こちらのほうは課題別研究指定校の発表会、12月1日に行われますが、この表彰につきましては全国で17校の表彰を受けております。東京都は東田小学校のみでございます。

3点目でございます。「学校給食文部科学大臣表彰」、こちらは個人部門で三谷小学校の江口栄養職員が受賞しているものでございます。

こちらは、勤務校における食育授業の実践、もしくは都立農芸高校との連携による野菜の栽培・収穫体験ということで、食に関する指導について非常に熱心に取り組んでいただけたことを評価していただいたものでございます。

また、地域への貢献活動ということで、さまざまな部門で講演を行っております。例えば都の栄養職員研修会であったり、また日本小児学会等でも講演を行うというような予定になっているということでございます。

なお、江口栄養職員につきましては、平成16年に区で、そして平成18年では都で表彰を受けております。今回の表彰につきましては全国で29名、東京都では2名のうちの1名という形になっております。

私からは報告は以上でございます。

委員長 はい、わかりました。

では、ご質問、ご意見ございましたらお願いします。

宮坂委員 この表彰については、これは推薦みたいなのを出すのですか。

済美教育センター統括指導主事 いや、こちらのほうからは推薦は出しておりません。

宮坂委員 文部科学省が独自に調査して、その結果ということですね。

済美教育センター統括指導主事 はい、そういうことでございます。

教育長 今のお話ですけれども、ある日突然文部科学省がそこを表彰するよということはないことで、例えば区での実績があったり、それが東京都教育委員会の表彰になっていたという、経年の実績を調査して表彰しますので、文科省が全国全部調べ上げてここにしましょうというのが突然降ってくるということは、よほどのことがない限りございません。あくまで、突発的なことではなくて、一定程度の年を経た実績を評価するということです。

委員長 よろしゅうございますでしょうか。どうもおめでとうでございます。

では、以上で報告事項の聴取を終わらせていただきます。

予定されました日程はすべて終了いたしました。

庶務課長、ほかにごございましたらお願いします。

庶務課長 次回の日程ですが、12月12日の水曜日、午後2時から定例会を予定しております。よろしく願いいたします。

委員長 では、ご予約のほどをお願いいたします。

では、これもちまして本日の会議を閉じさせていただきます。ありがとうございました。